◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五四号）（内閣府本府）

1　特定社会基盤事業の追加

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五〇条第一項の政令で定める事業に一般港湾運送事業を追加することとした。（第九条第八号関係）

2　施行期日

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第五五号）（総務省）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二五号）の施行期日を令和七年四月一日とすることとした。

◇医療法施行令の一部を改正する政令（政令第五六号）（厚生労働省）

1　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、医療法施行令について、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五七号）（内閣官房）

1　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の一部の施行に伴い、地方公共団体が支弁した国民の保護のための措置等に要する費用のうち地方公共団体が負担するものの範囲に関する規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十九号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年三月二十四日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
経済産業大臣　武藤　容治
防衛大臣　中谷　元

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四条第一項、第二十三条、第四十五条第二項、第八十一条第六項、第百三条第一項及び第二項、第百三条の二第一項並びに第百六条第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条第二項、同法第十一条の二において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律第十条の三第一項第二号及び第十三条第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二備考(一)、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）第一項、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号、統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。